

ロッカーについてのお知らせ

イーブルなごやでは、皆様の学習活動を支援するために、2階・3階廊下にロッカーを設置し、団体の方にご利用いただいています。今年度のロッカー利用団体を下記のとおり募集しますので、希望する団体はお申込みください。

記

1 募集团体数

228団体

2 申込方法

「平成26年度ロッカー利用申込書」(受付で配布)に必要事項をご記入のうえ、受付・郵送・FAXによりイーブルなごや受付までご提出ください。

3 申込のできる団体

- ・男女平等参画推進団体もしくは女性団体として貸室利用団体登録を行っていること。または学習団体情報カードを提出していること。
- ・団体が継続的に月1回以上イーブルなごやの貸室を利用すること。(※利用回数の少ない団体は申し込みできません。)
- ・ボランティアルーム室内に団体の物品を保管していないこと。

4 保管できない物品

- ・液体
- ・ライター、ガスボンベ等引火性のあるもの

5 募集期間

平成26年4月1日(火)～平成26年4月25日(金)
(郵送申し込みの場合は25日必着)

6 その他

- ・申込が228団体を超えた場合は、抽選を行います。
- ・ロッカーを使用できる期間は、平成26年5月1日(月)から平成27年3月31日(火)までです。

名古屋市男女平等参画推進センター
名古屋市女性会館ロッカー貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市男女平等参画推進センター・名古屋市女性会館（以下「イーブルなごや」という。）に別表のとおり設置するロッカーの貸与に関し必要な事項を定める。

(ロッカーの貸与)

第2条 ロッカーの貸与を受けられるのは、以下の(1)から(3)のすべてを満たす団体に限る。

- (1) 男女平等参画推進団体もしくは女性団体として貸室利用団体登録を行っていること。または学習グループ情報カードを提出していること。
- (2) 団体が継続的に月1回以上イーブルなごやの貸室を利用すること。
- (3) イーブルなごやのボランティアルーム室内に団体の物品を保管していないこと。

2 貸与するロッカーは1団体につき1つとする。

(ロッカーの管理)

第3条 ロッカーの貸与を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、団体の物品を保管することができる。ただし、次の各号に掲げるものについては保管することができない。

- (1) 液状の物品
- (2) ライター、ガスボンベその他の引火性のあるもの
- (3) イーブルなごやの中で使用しない、団体または個人の私的な物品
- (4) その他指定管理者総括管理責任者（以下「イーブルなごや館長」という。）が保管にふさわしくないと認めるもの

2 借受団体には、ロッカー利用許可書（別記様式1）を交付するとともに、ロッカーキーのあるロッカーを貸与する団体には

合わせてロッカーキーを交付する。

- 3 借受団体は、ロッカー内の整理整頓に努め、絶えず清潔にしておくように心がけなければならない。
- 4 借受団体がロッカー又はロッカーキーを紛失、汚損、破損等した場合は、ただちにイーブルなごや館長に届け出るとともに、借受団体の負担においてすみやかにこれを弁償しなければならない。
- 5 ロッカー内に保管したものの紛失、破損等については、イーブルなごや、名古屋市及び名古屋市教育委員会は責任を負わないものとする。
- 6 借受団体は、借り受けたロッカー及びロッカーキーを他の団体に転貸してはならない。
- 7 借受団体は、第1項から第6項までのほか、イーブルなごや館長がロッカーの管理上の必要と認める指示に従わなければならない。

(ロッカーの利用申込)

- 第4条 ロッカーの貸与を希望する団体は、毎年度イーブルなごや館長が指定する日までに、ロッカー利用申込書(別記様式2)によりイーブルなごや受付にロッカー利用申込を行うものとする。
- 2 ロッカーの貸与を希望する団体の数がロッカーの設置数を上回った場合、イーブルなごや館長が抽選の方法によりロッカーを貸与する団体を決定する。
 - 3 ロッカーの貸与を希望する団体の数がロッカーの設置数を下回った場合、イーブルなごや館長は、ロッカー設置数の上限まで随時ロッカー利用申込を受け、ロッカーを貸与する団体を決定するものとする。

(ロッカーの貸与期間)

- 第5条 ロッカーの貸与期間は貸与を受けた日から当該年度の3月31日までとする。

(ロッカー貸与の取消)

第6条 借受団体が本要綱第2条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき、借受団体がこの要綱に反したとき及びイーブルなごや館長が必要と認めるときは、イーブルなごや館長は随時ロッカーの貸与を取消をすることができる。

2 前項の取消を受けた貸与団体はすみやかに利用許可証及びロッカーキーを返却し、ロッカー内の保管物を撤去しなければならない。

3 ロッカー貸与の取消後、ロッカー又はロッカーキーに紛失、汚損、破損等があることが判明した場合、当該ロッカーを貸与されていた借受団体は、自らの負担においてこれを弁償しなければならない。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

形状	設置個所	設置番号	サイズ
大型	学習センター3F第4集会室前廊下	1~66	奥490、 H850、W290
大型	学習センター2F視聴覚室前廊下	67~120	奥490、 H850、W290
大型	学習センター3F第7研修室前廊下	085~108	奥490、 H850、W300
中型	学習センター3F第7研修室前廊下	001~048	奥360、 H450、W290
小型	学習センター3F第7研修室前廊下	049~084	奥360、 H280、W300
小型	学習センター2F視聴覚室前廊下	A~R	奥350、 H310、W310

※大型1~120及び小型はロッカーキーあり

(別記様式2)

平成 年度ロッカー利用申込書

受付番号

(フリガナ) 団体名	
(フリガナ) 代表者氏名	
住所	〒
電話番号	() —
FAX 番号	() —
団体登録	男女団体・女性団体・学習グループ情報カード
保管物品	
利用回数	月／週 回 曜日 午前・午後・夜間 主な使用貸室 ()
3ヶ月間の活動 予定・実績	平成26年4月 日、 日、 日、 日 平成26年5月 日、 日、 日、 日 平成26年6月 日、 日、 日、 日
希望ロッカー	大型 ・ 中型 ・ 小型

※イーブルなごやの使用日(有料貸室のみ)が分かるように記入してください。

※月に1回以上利用のない団体は申し込みできません。

受付印